財務費用	306,941		
雑損	130		
臨時損失	98,951	26,403,692	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 619,034		
入学金収益	△ 70,894		
検定料収益	△ 23,855		
附属病院収益	△ 18,394,082		
受託研究等収益	△ 627,645		
受託事業等収益	△ 198,574		
寄附金収益	△ 484,337		
資産見返寄附金戻入	△ 224,969		
財務収益	△ 3,055		
雑益	△ 178,325		
臨時利益	△ 6,274	△ 20,831,048	
業務費用合計			5,572,644
Ⅱ　損益外減価償却相当額			381,978
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ　損益外有価証券損益相当額（その他）			—
Ⅵ　損益外利息費用相当額			154
Ⅶ　損益外除売却差額相当額			0
Ⅷ　引当外賞与増加見積額			△ 6,854
Ⅸ　引当外退職給付増加見積額			△ 291,188
Ⅹ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,345		
政府出資の機会費用	32,095		
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	—		33,440
ⅩⅠ　（控除）国庫納付額			—
ⅩⅡ　国立大学法人等業務実施コスト			5,690,175

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		449,670,562	
当期総利益	449,670,562		
Ⅱ　利益処分額			
積立金	412,096,426		
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営改善積立金	37,574,136	37,574,136	449,670,562

注　記

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（国立大学法人会計基準等検討会議平成26年３月18日改訂）並びに「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省日本公認会計士協会平成26年11月27日最終改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を採用し、「特別経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。また、学内プロジェクト事業の一部については、役員会の承認により業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７年～50年
構築物	10年～45年
工具器具備品	１年～20年
船舶	５年
車両運搬具	５年～７年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．返還免除引当金の計上基準

将来の奨学金の返還免除による損失に備えるため、免除となった実績率により返還免除見込額を計上しております。

４．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。